

# 災害に備える

9月1日は「防災の日」、8月30日～9月5日は「防災週間」です。

今回は、災害時の情報伝達手段の一部と、防災対策の事例について紹介します。

この機会に、災害についての認識を深め、備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に努めましょう。

【問】防災交通課(総和庁舎) ☎92-3111



▲昨年9月、決壊した西仁連川

## 防災行政無線

市では、市役所各庁舎や小学校、公民館などに屋外スピーカー「防災行政無線」95基を整備しています。また、公園や消防団員詰所などにも増設しています。

河川の氾濫のおそれ・地震などの大規模災害時に、市民の生命に関わる情報を放送します。

### 【放送内容】

- ・河川の氾濫のおそれがある場合の避難情報
- ・大規模災害時の避難所に関する情報
- ・防犯情報



聞き取れ  
なかった

もう一度  
確認したい

### 防災行政無線フリーダイヤル

防災行政無線で放送された内容を確認することができます(放送後24時間以内の情報に限ります)。

☎0120-940-122

※固定電話、携帯電話から利用可能。

## 緊急速報メール (エリアメール)

河川の決壊・越水など大規模災害のおそれや、大規模災害が発生した場合に避難情報(避難指示・避難勧告・避難準備情報)を携帯電話にメールで配信します。  
※利用方法など詳細は、お使いの携帯電話会社に問い合わせください。

### 避難情報の種類

種類	内容
避難指示	【直ちに避難所・避難場所に避難】 人的被害が発生する危険性が非常に高い状態で、強く避難を勧めるために発令します。危険が少ない場所に避難してください。
避難勧告	【あわてずに落ち着いて、避難所へ避難を開始】 災害発生のおそれが高まり、避難を勧めるために発令します。災害や個人の状況に応じて、適切な避難を開始してください。
避難準備情報	【いつでも避難ができるように準備をする】 今後、避難勧告や避難指示の発令が予想される段階です。情報を自ら得て、避難に時間のかかる人は早めに避難してください。